

平成 30 年 12 月

入札参加有資格者の皆さまへ

大 阪 市

**業務委託契約に係る低入札価格調査における  
『価格による失格基準』の本格実施について**

業務委託契約の適正な履行確保の観点から、低入札価格調査において「数値的判断基準」を試行実施してきたところですが、名称を「価格による失格基準」に変更し本格実施します。

これにより、入札者が提出した入札書の記載金額が「価格による失格基準」未満となる場合は、落札者となることはできません。

記

**1 実施内容**

(1) 対象種目

契約管財局で発注する大分類「01 建物等各種施設管理」の全種目

ただし、政府調達の実用を受けるもの、総合評価一般競争入札の実用を受けるもの及び最低制限価格を設定するものを除きます。

(2) 内容

当該案件における入札価格（予定価格の 200%を超える入札及び予定価格の桁と比べ、二桁以上低い入札を除いたもの）の平均価格を価格による失格基準として設定し、入札価格が価格による失格基準未満の場合は、落札者としません。【別紙の入札例を参照】

**2 試行実施からの変更点**

価格による失格基準の対象案件であっても、開札の結果、価格による失格基準の算定対象者が 2 者以下となる場合は価格による失格基準は設けません。

**3 実施時期**

平成 31 年 4 月 1 日以降に公告する案件から実施します。

**4 問い合わせ先**

契約管財局契約部契約課業務委託グループ 電話 06-6484-7083

**【別紙】**

(入札例)

予定価格：4,500,000円

基準価格：2,970,000円

価格による失格基準： $(B + C + D + E + F + G) \div 6 = 2,150,000$ 円

※ Aの入札は予定価格の200%である9,000,000円を超えており、Hの入札（5桁）は、予定価格（7桁）と比べ、二桁以上低いため、平均価格算出のためのデータから除外する。

入札者	入札価格	価格による失格基準の算定	入札の扱い（全て有効札）
A	9,100,000円	除外（200%超）	予定超過
B	5,000,000円	対象	予定超過
C	4,000,000円	対象	
D	2,500,000円	対象	低入札価格調査対象
E	1,000,000円	対象	落札者とししない
F	300,000円	対象	落札者とししない
G	100,000円	対象	落札者とししない
H	99,000円	除外（二桁以上）	落札者とししない